

基本課題Ⅰ

女性の「性」と人権の尊重

【現状と課題】

平成18年版男女共同参画白書（内閣府）では、「女性の10.6%、男性の2.6%がこれまで配偶者から身体的暴力、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』と答え（図表7）、「配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の90.2%が女性」と報告されています。また、市が平成14年11月に行った調査においても、20.0%の方が「パートナーからの暴力を何度も受けた」と回答しています（図表8）。

市では、推進プランの前期実施計画事業として「女性悩みごと相談」を福生市と共同で開設し、「ドメスティック・バイオレンス防止啓発カード」を作成し予防・早期発見に向けた取り組みを行うなど、女性に対する暴力の予防と根絶に向けた基盤づくりを行ってきました。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、※1 セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

こうした暴力の予防と根絶に向けて、女性の人権を尊重するための更なる取り組みや意識啓発が重要です。

また、急速に進む高度情報化の中で、メディアによってもたらされた情報が社会に与える影響は、更に拡大するものと予想されます。特にインターネット等新たなメディアにおいて性差別を助長するような表現や性の商品化が拡大している事実もあり、これらを容認せず、性を尊重する意識を深めていくための更なる取り組みが必要です。

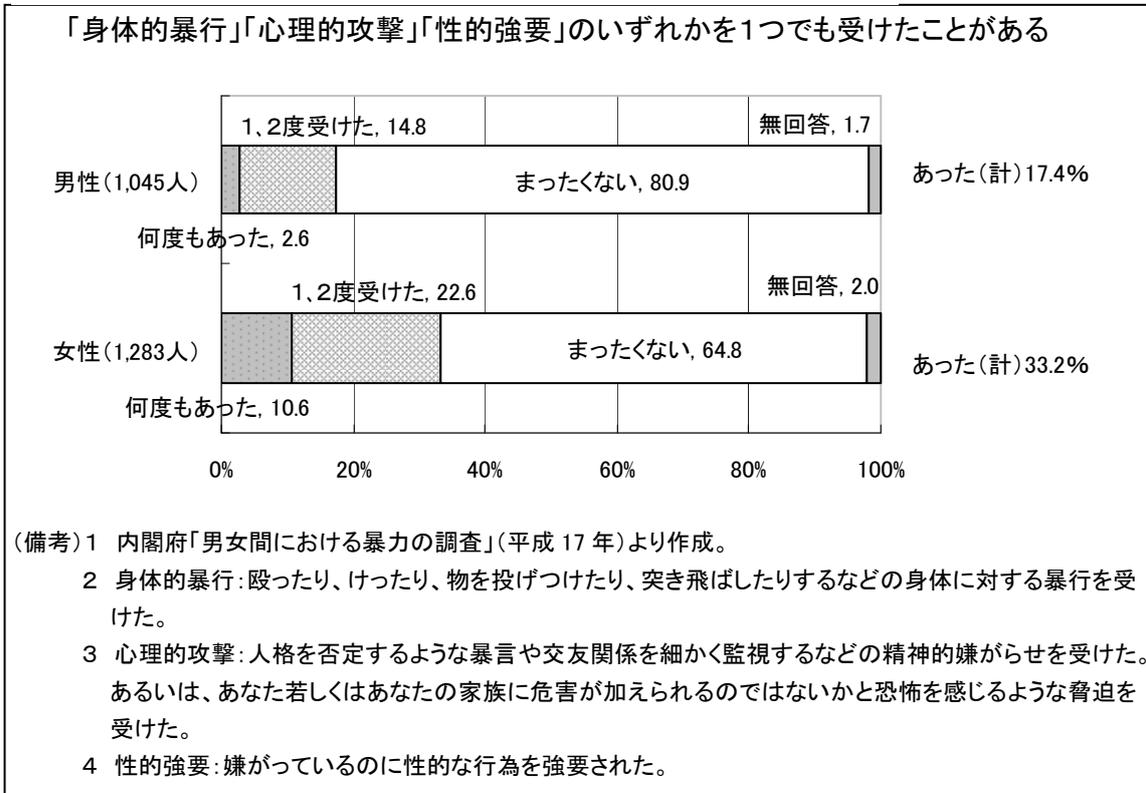
女性は、妊娠や出産の可能性や女性特有の疾病があることから、人生の各ステージにわたり自分の意思で性の問題を含めた自分の健康に責任を持てるよう、女性の生涯を通じた健康保持を支援していく必要があります。

※1 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動を行い、苦痛や不利益を与えたりすること。

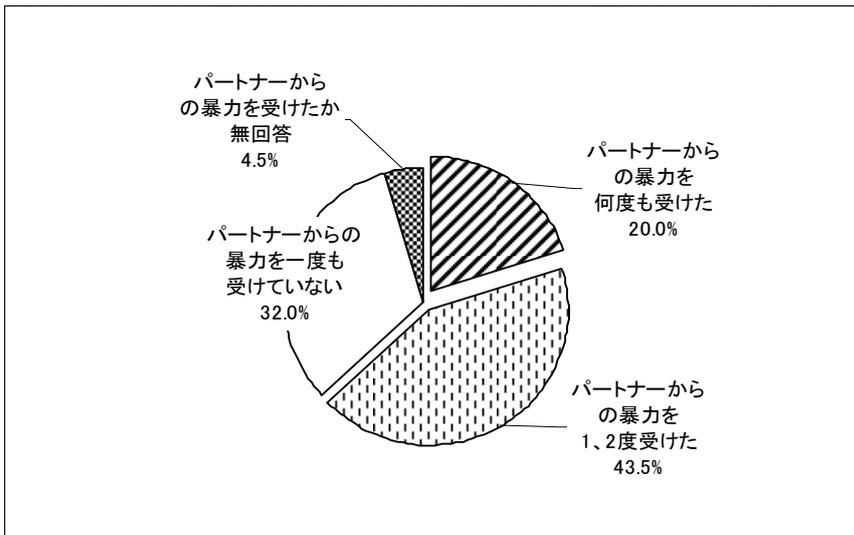
◆図表7:配偶者からの被害経験

資料出所:平成18年版男女共同参画白書



◆図表8:パートナーからの暴力の経験の有無(全体)

資料出所:「男女共同参画に関する羽村市民意識・実態調査」(平成14年度)



施策の方向

1 女性に対するあらゆる暴力の撤廃

人権を著しく侵害する暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動をより一層推進するとともに、相談体制を充実し関係機関との連携を図りつつ適切な対応に努めます。

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(1) ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取り組み	①実態調査の実施	配偶者等からの暴力の実態調査を行い、的確な施策を実施する上での基礎資料とするとともに、問題意識を高める。	継続	B (H21)	企画課
	②広報啓発活動による意識啓発	女性に対する暴力の予防と早期発見に向けて、情報誌ウィーブやパンフレット等を通じて広く市民に意識啓発を行う。	継続	A	企画課
	③ドメスティック・バイオレンス被害者の支援	東京都や関係機関等との連携を深めながら、被害者の保護と自立に必要な支援を行う。	継続	A	子育て支援課(子ども家庭支援センター)
	④ストーカー行為等の被害者の支援	ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の被害者を支援するため、住民基本台帳の写しの交付や閲覧の制限、戸籍の附票の交付の制限を行う。	継続	A	市民課
(2) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組み	①学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修等の実施	教員と児童生徒との間、及び児童生徒同士のセクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐために教員に対して研修等を行う。	継続	A	指導室
	②あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み	あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるため、情報誌ウィーブを活用して防止に向けた意識啓発を行う。	新規	A	企画課

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(3) 相談業務の充実と関係機関等との連携	①「女性悩みごと相談」の実施	女性の不安や悩みの相談に適切に対応できる専門相談を相談者のプライバシー保護に配慮して福生市と共同実施する。	継続	A	企画課
	②相談業務担当者等の意識啓発の推進	市が実施している相談事業担当者や窓口職員等の関係職員へ意識啓発を行うため、職場における研修等を充実する。	継続	A	企画課 子育て支援課(子ども家庭支援わか-) 全庁
	③相談体制の充実と関係機関との連携	市が実施している人権擁護委員による相談など、各相談窓口相互の連携や東京都女性相談センターとの連携を図る。	充実	A	広報広聴課 子育て支援課(子ども家庭支援わか-) 企画課
	④緊急一時保護事業の連携強化	夫などからの暴力に対応した具体的な保護措置について、東京都や関係者との連携を強化していく。	継続	A	子育て支援課(子ども家庭支援わか-)
	⑤子どもの虐待防止に向けた支援	児童虐待及び非行・不登校等の問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会において検討を行うとともに、「児童虐待防止マニュアル」の見直し等を行う。	継続	A	子育て支援課(子ども家庭支援わか-) 指導室 健康課
	⑥高齢者虐待防止に向けた支援	※1 高齢者虐待防止法に基づく高齢者等の保護に対する支援のため、関係機関との連携を強化する。	継続	A	高齢福祉介護課

※1 高齢者虐待防止法

家庭や施設で介護を受けている高齢者を虐待から守るために制定された法律で、正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、平成18年4月1日に施行された。

平成 17 年度に作成した「羽村市職員のための男女共同参画表現ガイドライン」に基づき、性差別を助長することのない適切な表現による広報活動や情報提供を行います。

また、性の商品化や暴力表現など女性の人権に及ぼす影響についての意識啓発や※1 メディア・リテラシーを高めていくための支援を行うとともに、青少年健全育成の観点から地域の環境浄化に関する取り組みを進めていきます。

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(1)※2ジェンダーの視点に立った表現の適正化	①「羽村市職員のための男女共同参画表現ガイドライン」の周知	平成 17 年度に作成したガイドラインを市職員に周知徹底するとともに、必要に応じて改訂についての検討を行う。	継続	A	企画課
	②「羽村市職員のための男女共同参画表現ガイドライン」に基づく点検	市が発行する広報紙やチラシ、ポスター、パンフレット等で、性差別を助長するような表現をしないように、ガイドラインに従って点検を行う。	継続	A	企画課 全庁
(2)メディア・リテラシーの向上	①メディアを活用できる能力の育成	情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成を目指して、パソコン講座の実施や情報誌ウィーブ等による啓発活動を行う。	継続	A	生涯学習センター ゆとろぎ 企画課 産業活性化推進室
	②情報教育の充実	学校における情報教育を促進し、情報を活用する能力を高めるとともに、主体的に情報を取捨選択できる能力を育てる。	充実	A	指導室

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(2) メディア・リテラシーの向上	③ 家庭における※3 情報モラルの向上	情報モラルを身につけ、必要な情報を取捨選択し、家庭においてインターネットなどの情報を上手に活用できるよう、広報紙やパンフレット等を通じて働きかける。	新規	A	指導室 企画課
(3) 地域の環境浄化に関する取り組みの推進	① 風俗関連営業の看板やチラシの撤去	「羽村市捨て看板防止条例」に基づき、捨て看板等を撤去する。	継続	A	土木課 児童青少年課
	② 事業者への不健全図書やビデオ撤去の要請	青少年が手軽に手にすることのないよう、関係者への要請を行う。	継続	A	児童青少年課

※1 メディア・リテラシー

メディアが発信する情報の内容を主体的に読み解き活用する能力と、自らの意見を発信する能力をいう。

※2 ジェンダー（社会的性別）の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダー（社会的性別）の視点とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

※3 情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基となる考え方と態度。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康教育、相談機能の充実を図ります。特に女性については、妊娠や出産の可能性や女性特有の疾病があることから、人生の各ステージに対応した健康の保持増進ができるよう支援していきます。

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(1) 生涯を通じた健康の保持増進	① 生涯を通じた健康の保持増進のための支援	思春期や更年期等ライフステージに応じて情報提供を行うとともに、心の悩みも含めた相談機能を充実させ、男女の生涯にわたる健康管理を支援する。	継続	A	健康課
	② 健診体制の充実強化と事後指導による支援	各種健診を受診しやすい体制づくりに努めるとともに、事後指導の中で、男女がともに、自己の健康を適切に管理・改善するための教育を推進する。	継続	A	健康課
(2) 母体保護に関する取り組みの推進	① 女性のための健康づくり講座等の実施	女性に特有な疾患についての正しい知識を持ち、心身が良好に過ごせるよう保健師、栄養士による講座を実施する。	継続	A	健康課
	② 男性向けの啓発資料の提供	母体保護に関する男性の理解促進のため、母子手帳の交付時に、「父親ハンドブック」を配付する。	継続	A	健康課
	③ 母親学級・両親学級への参加促進	母親だけでなく、父親や家族が参加しやすいように開催し、実践にも役立つような内容で基礎知識の習得を図る。	継続	A	健康課

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(2) 母体保護に関する取り組みの推進	④ 新生児訪問の実施	新生児訪問時に家族計画等に関わる指導助言を行う。	継続	A	健康課
(3) 学校における健康教育等の推進	① 健康教育の推進	児童生徒が健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。	継続	A	指導室
	② 適切な性教育の推進	心のつながりや命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。	継続	A	指導室